

平成24年度 第2回 石狩市環境審議会 議事録

- 日 時 平成24年8月22日(水) 13時00分～16時15分
- 場 所 石狩市役所 5階 第2委員会室
- 案 件 銭函風力発電事業に係る環境影響評価(準備書)に関する意見書(案)について
災害廃棄物の広域処理について
平成23年度 一般廃棄物処理実績について

○ 出席者

石狩市環境審議会

会 長	近藤 哲也	委 員	酒井 敏一
副会長	乗木 新一郎	〃	二社谷 康治
委 員	愛澤 桃美	〃	長谷部 清
〃	小野寺 一登	〃	藤井 重行
〃	工 藤 昇	〃	山口 昌子

事務局

環 境 室 長	三国 義達	環 境 課 長	藤岡 修一
環境担当主査	佐々木 幸治	環境担当主事	藤 彰 矩

関係説明員

ごみ対策課長	齊藤 智春
低炭素社会推進・新エネルギー対策担当参事	鍋谷 英幸
石狩浜海浜植物保護センター担当係長	内藤 華子

- 傍聴者数 6名

○ 議事内容

事務局(藤岡)

本日は、大変お忙しい中、石狩市環境審議会に、ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

本日の議題は、議事次第に記載のとおり、諮問案件が1件、前回からの協議案件が1件、報告案件が1件となっております。

また、本日の諮問案件である「銭函風力発電事業に係る環境影響評価(準備書)に関する

意見書（案）」については、まず、事前説明を行ったのち、現地を視察して頂き、またこちらに戻り、会議を再開したいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

なお、前回の会議では、欠席のためご紹介出来ませんでしたが、石狩商工会議所から選出されておりました「野委員」に変わりました、「二社谷委員」が後任となりましたので、あらためて、ご紹介させていただきます。

二社谷 委員 （自己紹介）

事務局（藤岡）

また、本日、荒関委員が所用により、欠席の申し出がありましたのでご報告いたします。それでは、この後の議事進行は、会長にお願い致します。

近藤 会長

それでは第 2 回環境審議会を開催いたします。

本日の議題は、諮問案件である、「銭函風力発電事業に係る環境影響評価（準備書）に関する意見書（案）について」、継続協議案件の「災害廃棄物の広域処理について」、報告事項の「平成 23 年度一般廃棄物処理実績について」です。

資料については、事前に送付されておりますが、再度ご確認ください。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（藤岡）

本日の諮問案件である、「銭函風力発電事業に係る環境影響評価（準備書）に関する意見書（案）について」、環境室長の三国より、諮問書をお渡しいたします。

【環境室長から、会長へ諮問書の提出】

近藤 会長

それでは、事務局から諮問案件である、「銭函風力発電事業に係る環境影響評価（準備書）に関する意見書（案）について」の説明をお願いいたします。

事務局（藤岡）

それでは、本日の諮問案件となります、「銭函風力発電事業に係る環境影響評価（準備書）に関する意見書（案）について」経緯・経過も含め、ご説明させていただきます。

まず、資料－1 の 1 ページ を、ご覧いただきたいと思います。銭函風力開発株式会社は、平成 21 年 5 月に、石狩湾新港に隣接する小樽市銭函地区に、出力 2,000kW 級の発電機 20 基、総出力 4 万 kW の建設計画を、発表しました。

次に、2 ページ をご覧いただきたいと思います。当時、風力発電事業は、規模に係わら

ず、環境影響評価法の対象外であったことから、NEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）のマニュアルに準じて、自主的な環境アセスメントを行ってきました。

まず、事業計画の立案後、環境影響評価の評価項目・評価方法等を記載した、「方法書」を作成し、平成 21 年 7 月 1 日～7 月 30 日まで縦覧し、方法書に対する意見の受付を行いました。

次に、事業者は、意見書の集約を行った上で、有識者の意見を聞きながら、「調査」を実施し、調査結果を基に「評価書（案）」を作成し、平成 22 年 9 月 10 日～10 月 12 日までの間、公表すると共に、評価書（案）に対する意見の受付を行っております。

また、公表と前後し、「住民説明会」を、H22 年 6 月 20 日の山口団地を皮切りに、6 月 22 日の手稲区民センター、7 月 1 日の新港地域の企業向けの説明会、9 月 23 日の山口団地、10 月 5 日の小樽経済センターで市民向けの説明会、10 月 8 日の新港地域の企業向け説明会など、それぞれ実施しております。

その間、石狩市としては、石狩市民向けの説明会を開催するよう、再三、事業者に求めてまいりましたが、市民向けの説明会の開催には至っていない状況です。

また、平成 22 年 10 月 22 日に、評価書（案）に対する、石狩市の意見を提出しております。この時、提出した石狩市の「意見書」及び、「事業者の見解」については、この評価書の、234 ページ～237 ページの「3 の行政」の欄に記載されております。

その後、事業者側では、評価書（案）に対する、市町村意見、住民意見を集約し、専門家等の意見を聞いた上で、自主アセスにより「環境影響評価書」の作成を完了しております。

次に、3 ページ をご覧いただきたいと思います。この一覧表は、環境アセスメントの対象事業の一覧表でございますが、先ほども申し上げましたとおり、従前、風量発電事業は、環境影響評価の対象外でありましたが、平成 24 年 10 月からの法改正により、1 万 kW 以上の風力発電事業においては、必ずアセスメントが必要な事業となりました。

次に、4 ページ をご覧いただきたいと思います。このフロー図は、法改正に基づく、手続きの流れを記載したものです。銭函風力開発のように、既に、自主アセスで「環境影響評価書」の手続きを完了している案件については、事業者と経済産業省との協議によりまして、資料の中段にあります、4 号の「準備書」まで遡及し、手続きを進める事となったことから、今回、市町村意見を提出する運びとなりました。

今回の意見書については、フロー図中断の右側に記載があるとおり、知事意見・市町村意見として、経済産業省に提出し、それを受けた、経済産業省では、出された意見を勘案し、「準備書」の審査を行う事となります。

その後、事業者は、改めて評価書を作成し、経済産業省の審査を受け、評価書の確定し、公告・縦覧し住民へ周知しながら、手続きを進める事となります。

次に、5 ページ をご覧いただきたいと思います。この図は、最終的な配置計画ですが、銭函風力開発が、今まで行ってきた、住民説明会、調査結果、有識者の意見等を踏まえ、動植物に対する影響を可能な限り低減するため、また、周辺住宅への影響を配慮するとの理由から、札幌に近接している風車を取り止め、当初計画の 20 基から、15 基に減し、総出力 3 万

kW に縮小しております。

これらを踏まえ、本市としての「意見書（案）」を、6 ページ に記載しました。

1 点目として、評価書の 139 ページに記載の、地形及び地質に係る環境影響の予測についてですが、風車設置後、基礎部分の風の流れにより、砂の浸食が予測されることから、それらの調査・予測・評価を追加して頂きたいこと。

2 点目として、評価書の 234 ページに記載の、土地利用に関する事項、工事実施に係る工法についての、事業者見解への意見として、事業者からは、「現段階では、具体的な工法を絞り込む事が出来ず、基礎工事に伴う、土壌、地下水、排水などに影響がない工法を採用する予定。」と、回答されておりますが、具体的な工法が記載されていない中では、植生への影響が判断できないため、工法を含め調査・予測・評価して頂きたいこと。

3 点目として、236 ページに記載の、自然環境保全のための措置、植生回復についての、事業者見解への意見として、事業計画地は、石狩市域でございませませんが、石狩砂丘海岸の一部で、道の「優れた自然地域」に指定されており、学術研究の点においても、希少な海浜地であり、工事後の地形・植生回復に努めるとしても、自然環境への影響が懸念されること。

4 点目として、237 ページに記載の、環境影響の総合的評価、市民説明・協議の場についての、事業者見解への意見として、これまで市民説明会の開催を要請してきたが、未だ開催されていない状況であり、改めて説明会の開催を要請すること、などの、「意見書（案）」となっておりますが、当、審議会にお諮りし、ご意見を伺った上で、今月末に意見書を提出する予定でございますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

近藤 会長

予定では、先に現場を見てから、審議しようと思いますが、その前に、只今ご説明していただきました、内容についてご不明な点はございませんか。

工藤 委員

確認事項ですが、この評価書には、札幌市の案が付いていますが、この内容は全てフォローされているのですか。

事務局（藤岡）

現段階では、札幌市や石狩市が提出した意見や市民の意見については基本的にはフォローされていると考えていますが、ただ全て網羅されているかと言われますと、若干疑問に思う点もあります。

事務局（三国）

この準備書がわかりづらく、混乱を招いてのご質問と思われませんが、このことは、いたしかたが無い面があります。と申しますのは、事業者としては、この評価書は環境影響評価を自主アセスによって終えたという形で作り上げたことになっております。後段の意見部分は

我々もそうですが、札幌市も一度意見を出し、事業者は見解を出している事になります。ですから、事業者としては、これで自主アセスを終えたという事で事業を進行しようとしてましたが、法アセスへの移行に伴い、経過措置に則り経産省の判断で、準備書段階まで差し戻されることとなりました。つまり、再度市町村意見を聞くことになり、当然かつて述べてきた意見についても斟酌しながら、もう一度仕切り直しになるとお考えになって下さい。

近藤 会長

再度お聞きします。この評価書の後段にある意見はこの中に反映されているのでしょうか。

事務局（三国）

事業者見解の中で、取り入れますと回答した内容については反映されていると思われまます。ですから、今回出しました意見書案は、事業者見解として出された中で、腑に落ちないことは、再度意見として盛り込んでいます。

近藤 会長

他に確認することはございますか。

乗木 委員

例えば、236 ページにバードストライク対策についてとありますが、事業者の見解は、実施可能な対策を行いますとありますが、どのような実施可能な対策があるのか問いただした時に、事業者から回答はあるのでしょうか。

事務局（藤岡）

具体的な技術はいくつかあると聞いてはいますが、今回この事業者がそれら技術を取り入れるかどうかは聞いてはいません。

乗木 委員

「総じて～します。」という文言で終わる見解が多く見られ、それに対して具体的な対策が無いならば、NO と言うことができるのか、その辺りはどのようになっているのですか。

事務局（三国）

今回の意見書案につきましては北海道の方でも審議会を行っており、北海道全般の自然保全ということで鳥類の事も含めて相当事細かな答申案ができてきています。私どもの場合は、行政域を超えた話になって来ますので、全体を網羅するような作りになるのはなかなか難しく、我々が関係市町村として意見を求められているのは、市域内にもある程度影響があるのではという事を含めた意見書案になります。ですから、大局的なところで言いますと、石狩市域にある石狩砂丘は、対象事業実施区域と同じく北海道のすぐれた自然地域となっております。

我々の行政域であれば当然そういった事を斟酌して、この自然保護の観点から影響が危惧されることは当然と考えますので、これは行政域が違えど立場は同じという事で敢えてここで意見させていただきました。

近藤 会長

先程乗木委員がおっしゃられたように、バードストライクに関してですが、実施可能な対策を行いますとありますが、この内容が前段に盛り込まれているのですか。また、それとも次の報告書で盛り込まれるのですか。

事務局（三国）

今回は準備書となりますので、対策をどのように講じるのかという内容が問題になって来ると思います。これをどこまで準備書の段階で汲み取るかというのは難しい内容になって来ると思います。確かに、かなりの項目について、このような曖昧な内容になっているものが相当数あります。また、現実問題、事後調査をもって影響をみて対策を行っていくものもありますので、事後調査で影響があるならば対策を講じると述べているものについては担保がとれていると思います。ただ、その具体性になった時に、例えば我々も意見案として述べましたが、具体的工法を絞り込むことができないと言いながら、影響のない方法をとりますと回答されると、言葉面だけになってしまいますので、我々も再度意見を出させていただきました。

バードストライクについて言いますと、例えばブレードの色や、道の方の答申案では稼働時間調整などが出されているようです。おのずとその具体策は出されてくると思いますので、その中でどれを取るのかという事になると思います。

いずれにしても、これも含めて当審議会でご審議を賜ればと存じます。

愛澤 委員

4 ページにあります (a) に関して連系変電設備は地図を見ますと石狩市内にありますが、これはどうなっているのですか。

事務局（藤岡）

これにつきましては、現在北電の設備が既にここにあり、ここに新たに建設するのかなどについて具体的には聞いていませんが、基本的には北電の施設になりますので、今回の銭函風力開発の設備では無いと理解しています。

工藤 委員

今日の進め方になりますが、今は総論的な事を言っていますが、これから各項目について一つずつ指摘してもよろしいのでしょうか。

近藤 会長

本来ならば、環境白書の作成と同様に何度も議論を重ねるべきであると思いますが、経産省の方から期日が決められているそうです。締め切りの話を少しお願いします。

事務局（三国）

10 月から 1 万 kW 以上の風力発電事業は法アセスの対象となり、この事業計画は、法が施行される前から自主的に環境影響評価が進んでいるため、法アセスへの移行に伴い、どの過程までが終了したか、国が作成した要綱に基づき認定されることとなります。今回の場合、経済産業省の判断により、準備書段階まで戻っての続きとなり、要綱に基づく、事業者から市町村意見の受付の通知があつてから、45 日以内に国に意見を提出しなければならないことになっています。そこで、この事について日延べできませんかと、私の方から経済産業省に問い合わせたところ、国が要綱で行っている事は、基本的には事業者が事業計画を進める中で、環境影響評価が法対象事業となることにより、タイムラグなどが生じるのを極力防ぐために行っており、国も自ら期日を定め、我々市町村の意見を踏まえて 60 日以内に事業者に見解を出す決め、事業者に対し、いたずらに日を延ばすことはないということになっています。こういったことから、国は日にちを延ばすことはできませんので、市町村意見も同様に、受付日時を延ばすことはできませんと回答されました。ですから、この事に関して言えば、意見を述べるチャンスがあると考えた方がいいかもしれません。少なくとも国が意見を述べるにあたって、我々も意見を言える、期間が短い中でも有効に活用していきたいと考えております。

近藤 会長

皆さんの知恵を出し合って作り上げるのが本来だと思いますが、このように日程に限りがあると言う事なので、事務局に作っていただいた意見書案を元に検討し、事前にこの評価書をお送りしている中で、その中で気がついたことをさらにプラスアルファしていき、最終案にしていきたいと思います。

それではまず現地視察に行き、その後、再度議論を行いたいと思います。

(現地視察)

近藤 会長

それでは、審議を再開したいと思います。

只今現地をご覧になりましたが、意見案や評価書に対してご意見はございませんか。

藤井 委員

作業道路を造成しなければならないことを考えると、相当な植生が破壊されるが予想されます。

近藤 会長

7 ページをご覧いただくと、作業道路は、先程ご覧頂いた轍などを利用するとありますが、作業道路を造成する上で、この轍を利用するだけではかなり足りないと考えられ、植生への影響が予想できるならば、追加することができます。

工藤 委員

図 2-2-4 につきまして、砂丘をカットすることは避けてほしいと思います。

近藤 会長

地形の改変を避けてほしいという事ですか。

工藤 委員

砂丘は自然の防潮堤の役目を果たしているため、工事に伴って高さを低くすることは災害に対するリスクが高くなりますので、下げないでいただきたいということです。

事務局（藤岡）

図は、基礎工事に伴って発生した残土をバギー車等の轍に入れ、工事車両の進入路を整地するというイメージ図であり、津波等の災害におよぶ話は、今回の議論の枠を超えた話になってきますので、判断は難しいと考えます。

酒井 委員

図は、取付道路のイメージ図であり、敷地も平坦ではなく、縦断図が無い中で、高さの改変による津波の影響についての判断はできないと思います。

近藤 会長

では、意見案を一つずつ見て行きたいと思います。「1. 地形及び地質に係る環境影響の予測について」についてはどうでしょうか。風の強い日に浜に行き棒を一本立てますとその周りが風で掘れる事があるのですが、このように風車が建つことによる影響調査が抜けていることから、調査してくださいと言う事だと思います。

「2. 土地利用に関する事項、工事实施に係る工法について」については、234 ページについてですが、先程もご説明頂きましたが、具体的に工法が定まらない中で影響のない工法を採用するとあるのは矛盾があるのではないかという意見です。

まず、この二つで何か変更点などはございませんか。

酒井 委員

先程述べ忘れましたが、9 ページの土捨場の場所及び量について、残土を場外へ出すとあ

りますが、これは場外へ出さないで計画するほうがいいと思います。

長谷部 委員

付け加えて、残土の置き場所によっては、植生への影響が心配されるので、これらへの影響がないよう心がけていただきたいと思います。

近藤 会長

この項目について、意見案に追加する方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

近藤 会長

それでは、意見案に、残土は植生への影響が無いよう配慮し、現場内で処理するような内容を追加してください。

では、元に戻りますが、資料 6 ページ意見案につきまして、1 つ目と 2 つ目についてはどうでしょう。

(異議なし)

近藤 会長

それでは 3 つ目についてはどうでしょうか。

小野寺 委員

植生の回復についてですが、地域性の高い種子を使うとありますが、種子を播くということは、既存の植物種とは違う物が侵入する可能性が考えられますが、これはどういうことでしょうか。

近藤 会長

ここでいう播種する種子は、現地で採取したものを使うということです。また、種子を直接播くのではなく、その種子を育てて苗を植えるという方法をとるということです。

二社谷 委員

全体を見た中で、1、2、4 番目の意見は～を検討されたいといった意見を述べているのに対し、この 3 番目の意見だけ影響が懸念されるといったような終わり方をし、ポヤっとしているのです。そういう意味では、この 3 番目の意見は、意見書の総論として頭に持ってきて、1、2、4 について検討されたいといった構成にしてはどうでしょうか。

近藤 会長

なぜこの 3. の意見案が総論的になったか、説明していただけないでしょうか。

事務局（三国）

まず、この背景にありますのは、私達石狩市にも石狩砂丘が港湾地域から北側にあり、海浜植物保護センターを中心にその保護活動に努めており、今年の 3 月に聚富側にも保護地域を拡大するなど、さらなる保護に努めています。そういう中で、このような計画が私達の行政域であるならば、当然保護すべき地域となります。ただ、今回は関係市町村としての意見が求められている立場上、行政域が違う地域に対して、断定的な発言は慎むべきものと認識しております。石狩湾の海岸砂丘を保護に努めている隣接自治体として、節度を持ちながら環境保全の考えを述べたものであります。私達石狩市域であったならばこのような見解を持つということを懸念という言葉で表現させていただいたということになります。

近藤 会長

その他 3 つ目に対して何かございませんか

（異議なし）

近藤 会長

では、4 つめの説明会の開催要請に関して何かございますか

（異議なし）

近藤 会長

5 番目として、先程ご意見のありました残土の事について付け加えることにします。

他に意見はございませんでしょうか。

（異議なし）

近藤 会長

では、ご審議いただいた内容を事務局で文書に纏めてください。文案については会長判断としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

近藤 会長

では、このように答申したいと思えます。有難うございました。

それでは、次に前回からの継続審議案件である、災害廃棄物の広域処理についてお願いします。

事務局（齊藤）

前回から協議いただいている「災害廃棄物の広域処理について」資料はございませんが、

私からご説明いたします。

先の、8 月 7 日付で環境省から、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表を策定し、広域処理の必要量について再精査を行った結果、可燃物、木くずに関して、現在受け入れを実施中、及び具体的な調整を行っている自治体における処理により、広域処理の目処が付く見通しとなったことから、新たな受け入れ先の調整は行わないと北海道に通知がありました。それを受け、8 月 9 日付で、北海道内における可燃物、木くずの受け入れは、現在調整を進めている市町村を含め、行わないこととなったと北海道から通知がありました。

ただし、漁具、漁網については、未だ処理完了の目処が立っていないことから、引き続き広域処理の受け入れ先確保に向けた調整を進めるとのことです。

北海道としては、現在、不燃物の受け入れ方針を表明している 5 つの市、町、広域組合（3 市町、2 広域組合）と受け入れに向けて、調整していくとの事です。

従いまして、石狩市への受け入れの要請はないものと受け止めております。

いずれに致しましても、市の処分場であります北石狩衛生センターでの漁具、漁網の破碎、裁断の処理は能力的に難しく、また、最終処分場の残容量を考慮した場合、受け入れる事は、困難であると考えております。

従いまして、この案件につきましては、一応、今回をもって協議は終了して頂き、今後、新たな動きがあった場合、改めてご協議を頂きたいと存じます。

私からは、以上です。

近藤 会長

これについて何かご意見ご質問はございますでしょうか。

漁具と魚網は残っているとありますが、石狩市では能力的にできないとありますが、これはどういうことでしょうか。

事務局（齊藤）

魚網は、破碎機に絡まって処理できないということと、裁断機に関しましても、1.5 メートル幅で手作業にて布団や畳の処理を行う物で、とても大量に受け入れて処理する物ではないため、能力的には難しいことになるかと思えます。

近藤 会長

前回色々議論していただきましたが、結局現地で処理できるということになりました。

では次に、平成 23 年度一般廃棄物処理実績について説明をお願いします。

事務局（齊藤）

（資料 2）説明

近藤 会長

何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

愛澤 委員

事業系のごみに関してですが、増えていることから食品残さとかを、肥料にするよう市が後押しすることはあるのでしょうか

事務局（齊藤）

市内にも堆肥化施設がありますので、そちらへの方への誘導をこれからは考えていかなければなりません。ただ、現在市内にある 2 施設の受け入れ状況は、飽和状態であるため、今後の対策も考えていかなければなりません。

長谷部 委員

今の意見に対して私の意見を申しますと、生ごみを減らす方法として確かに愛澤さんがおっしゃる事もあります。生ごみは捨てる方が問題であり、例えば、塩鮭など塩分を含んだ物を混ぜてすると堆肥にはなりませんので、その辺りことをわかって分別をしなければなりません。ですから、誰が管理し、教育するかというところが大切になってきます。

乗木 委員

ボランティア清掃について、数多くの方がボランティアに参加されていると思いますが、何か表彰などは行っているのですか。

事務局（齊藤）

ボランティア清掃に関しては、市の方で申請を受け、ゴミ袋の提供と処分の方を行っています。表彰などは現在のところ行っておりません。

乗木 委員

何か 10 年間など長期的に行ってきたところには感謝状などを差し上げるなど考えてもいいのかもしれない。

事務局（齊藤）

今のところ 10 年間という方はいませんが、長年行っている方もいますので、考えていかなければならないかもしれません。

山口 委員

ボランティア清掃実施団体とはどのような団体でしょうか。町内会は団体に含まれるのでしょうか。

事務局（齊藤）

石狩の場合は、海浜地の清掃ボランティアが多く、様々な団体から申し込みがあり、規模

に関わらず、申請を受けたものを団体としています。ですから、町内会で行っている春と秋のクリーン作戦は入っていません。

工藤 委員

厚田の森という 200 ヘクタールの土地があり、NPO などが植林を盛んに行っていますが、地盤が泥岩なので、土地改良が必要となっています。そこで、地盤改良を行うにも、すぐには改良できないため、ピットなどを掘って生ごみや、緑のリサイクルで回収したものなどを入れて地盤改良を進めていくことも大切かと思います。目標は 10 万本植樹する基本計画がありますが、これを達成するためにもゴミと関連しながら地盤を改良していく事も大切かと思いますがどう思われますか。

事務局（齊藤）

廃棄物処理法の関係上、現段階では困難かと思います。

事務局（三国）

今のゴミの話と少し違う話として承っていましたが、私どもも、直接的な所管ではないとしても、環境室でも植林と、森としての森林整備を奨励する立場であり、前回もお話しさせていただきました風力発電の収益をその経費に充てる仕組み作りの検討に入っています。そういった事情であるならば、土地改良も含めた事もある程度必要ではないかと思います。先日現地を見に行った時も、振興局かどこかが植林した区域でかなり立ち枯れしているのが気になりましたので、その辺りも関係所管に聞いてみます。

近藤 会長

他にご意見ないでしょうか。

内容ですので、本報告案件を終わりたいと思います。

次にその他とありますが、事務局の方からお願いします。

事務局（藤岡）

次回の審議会の予定ですが、まだ日にちは決定していませんが、11月頃を予定しています。

事務局（三国）

内容は、風力発電に関する環境影響評価について申しますと、現在、3件が方法書に対する市町村意見を受付しており、本市の意見書は、環境審議会を開くのではなく、有識者などのご意見をお聞きしながら作成し、環境審議会でご報告させていただきます。なお、準備書の段階では環境審議会を開催し審議していただきたいと思っております。準備書は恐らく早くても来年になると思われれます。また、次回は、環境白書に関する内容を審議していただきたいと思

っています。先程施策的な事も色々ご提言頂きましたので、これらも含めて次年度見向けの政策的なものを私どもからもご提案やご意見を求めることができたらと思います。

近藤 会長

ありがとうございました。

これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。